

与 謝 野 町 地 域 防 災 計 画

原 子 力 災 害 対 策 編

令和 4 年 3 月作成

与 謝 野 町 防 災 会 議

目 次

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	計画の修正に際して遵守すべき指針	2
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節	原子力災害対策を重点的に実施する地域	4
第7節	防護相当措置の準備及び実施	9
第8節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	16

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	18
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	18
第3節	情報の収集・連絡体制等の整備	18
第4節	緊急事態応急体制の整備	20
第5節	避難収容活動体制の整備	23
第6節	緊急輸送活動体制の整備	29
第7節	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	29
第8節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	31
第9節	行政機関の業務継続計画の策定	31
第10節	家庭動物対策	32
第11節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等	32
第12節	防災業務関係者の人材育成	33
第13節	防災訓練等の実施	34
第14節	核燃料物資等の運搬中の事故に対する対応	35

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	36
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	36
第3節	活動体制の確立	43

第4節	避難、屋内退避等の防護措置	46
第5節	治安の確保及び火災の予防	54
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	54
第7節	緊急輸送活動	55
第8節	救助・救急及び医療活動	56
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	57
第10節	自発的支援の受入れ等	59
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	60
第12節	水資源対策	60
第13節	家庭動物等対策	60

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	61
第2節	高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除	61
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	61
第4節	放射性物質による環境汚染への対応	61
第5節	各種制限措置の解除	62
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	62
第7節	被災者等の生活再建等の支援	62
第8節	風評被害等の影響の軽減	63
第9節	被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援	63
第10節	心身の健康相談体制の整備	63

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所（以下「高浜発電所及び大飯発電所」という。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、与謝野町、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くし、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

町等関係機関は、想定される全ての事態に対応できるように対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 町における災害対策との関係

この計画は、「与謝野町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「与謝野町地域防災計画（一般計画編、震災対策計画編）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の修正に際して遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和3年7月21日一部改正）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質、及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策指針第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施する地域

「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域として次の区域等が定められている。

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、京都府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりである。

- (1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

発電所から概ね半径 5 km

- (2) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action Planning Zone）

発電所から概ね半径 30 km : 高浜発電所）、32.5km : 大飯発電所

与謝野町は、高浜発電所から約 30.5～43km の範囲に位置し、また大飯発電所から約 43～57km の範囲に位置することから、新たな「原子力災害対策を重点的に充実すべき地域」である P A Z や U P Z に係らないものの、福島第一原子力発電所の事故の例からは U P Z と同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない（万一の場合に想定される²）。

放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくを回避するための防護措置が必要となる可能性がある³と想定される。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。

また、原子力災害対策指針では、『U P Z 外においては、U P Z 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。』と示されている。

町としては、今回の福島第一原子力発電所の事故における事態、対応と原子力規制委員会が示した「原子力災害対策重点区域」に関する考え方を踏まえて、講じるべき対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、町内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。

また、状況に応じて住民の避難が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所

をあらかじめ検討しておくこととする。

今後、原子力災害対策指針でU P Z外に係る防護措置等の事項について修正変更された場合には、内容を踏まえて見直しを行うものとする。

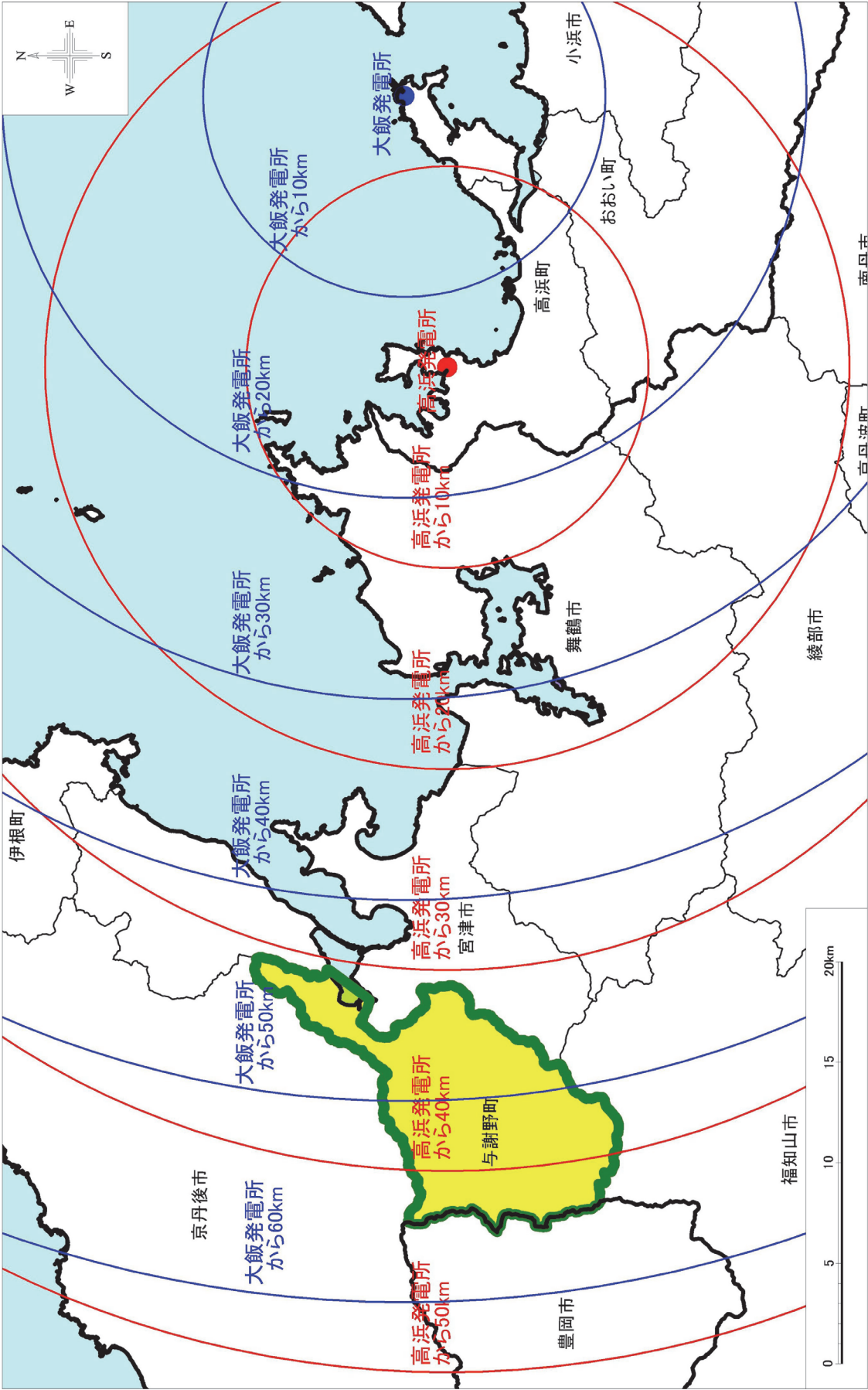


図 与謝野町域と高浜発電所及び大飯発電所からの距離図

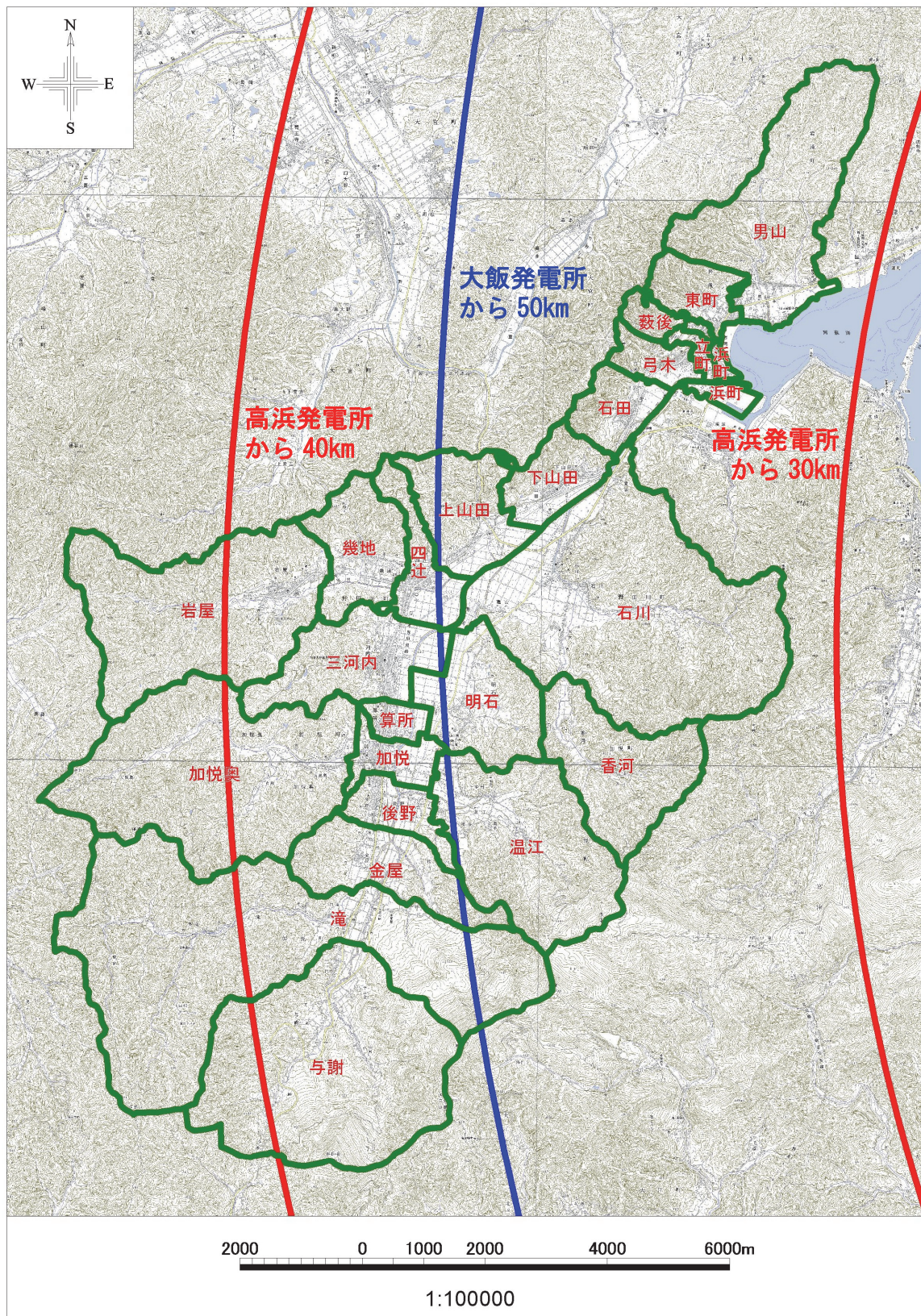


図 与謝野町行政区域と高浜発電所及び大飯発電所からの距離

表 与謝野町行政区と高浜発電所及び大飯発電所からの方位・距離

行政区	高浜発電所からの		大飯発電所からの	
	方位	距離	方位	距離
算 所	W	36.6 km ～ 37.8 km	W	50.2 km ～ 51.4 km
加 悦 奥	W	37.8 km ～ 43.1 km	W	51.4 km ～ 56.7 km
加 悦	W	36.4 km ～ 38.1 km	W	50.0 km ～ 51.7 km
後 野	W	36.3 km ～ 38.3 km	W	49.9 km ～ 51.9 km
与 謝	W	36.7 km ～ 41.3 km	W	50.4 km ～ 55.0 km
滝	W	35.1 km ～ 39.7 km	W	48.7 km ～ 53.3 km
金 屋	W	35.5 km ～ 39.1 km	W	49.2 km ～ 52.8 km
温 江	W	33.6 km ～ 36.7 km	W	47.3 km ～ 50.4 km
明 石	W	34.8 km ～ 37.0 km	W	48.4 km ～ 50.5 km
香 河	W	32.2 km ～ 34.9 km	W	45.8 km ～ 48.5 km
石 田	W	33.0 km ～ 34.7 km	W	46.2 km ～ 48.0 km
弓 木	W	32.5 km ～ 34.1 km	W	45.7 km ～ 47.3 km
立 町	W	32.3 km ～ 33.2 km	W	45.5 km ～ 46.4 km
浜 町	W	31.5 km ～ 32.9 km	W	44.8 km ～ 46.1 km
藪 後	W	32.4 km ～ 34.0 km	W	45.6 km ～ 47.1 km
東 町	W	32.0 km ～ 33.6 km	W	45.1 km ～ 46.8 km
男 山	W	30.5 km ～ 33.5 km	W	43.4 km ～ 46.5 km
三 河 内	W	36.3 km ～ 39.8 km	W	49.8 km ～ 53.3 km
岩 屋	W	38.3 km ～ 42.6 km	W	51.7 km ～ 56.1 km
幾 地	W	37.0 km ～ 38.9 km	W	50.5 km ～ 52.3 km
四 辻	W	35.9 km ～ 37.7 km	W	49.4 km ～ 51.1 km
上 山 田	W	34.9 km ～ 37.4 km	W	48.3 km ～ 50.8 km
下 山 田	W	33.7 km ～ 35.7 km	W	47.1 km ～ 49.1 km
石 川	W	30.7 km ～ 36.4 km	W	44.3 km ～ 49.9 km

第7節 防護相当措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態（高浜町若しくはおおい町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

町は、全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

（別図1のとおり）

別図1 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

■加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

（参考）OILについて

Operation Intervention Level の略。

防護措置の実施を判断する基準として、原子力災害対策指針において設定される、空間放射線量率や環境資料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のこと。

各種防護措置に対応するOILの初期設定値は次表のとおり。

表 O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類		基準の概要と初期設定値	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※ ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換

算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

表 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
与謝野町 ※関係市町（京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町）の処理すべき事務等は No. 1 ～No. 16	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市町災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 京都府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 緊急輸送及び必需物資の調達 12 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 13 制限措置の解除 14 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15 京都府が行う原子力防災に対する協力 16 原災法及び関係法令等に基づく必要 17 関係市町への応援、広域避難所の開設
京都府	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民等の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
京都府宮津警察署		1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3 交通規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
宮津与謝消防組合		1 災害による被害報告と情報の収集及び広報 2 負傷者の救護、救助及び搬送 3 被災者の救出、救助及び被災者救助保護 4 立入禁止区域等における火災防ぎょ 5 避難に関する広報及び避難誘導 6 管内関係団体が実施する防災訓練等の指導
指定 地方 行政 機関	第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに 船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
	大阪管区気象台 (京都地方気象台)	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
指定 公共 機関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 緊急時医療センターへの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 〔放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備〕 放射線防護機材、消防救助用機材等 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力
指定 地方 公共 団体	一般社団法人京都府医師会 与謝医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	一般社団法人京都府バス協会	1 避難住民等の輸送
	一般社団法人京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送
公共 的 団 体 等	病院等経営者	1 院内における医療 2 医療救護班の編成及び派遣 3 緊急時医療センターへの支援
	京都農業協同組合 宮津地方森林組合	1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 有線放送設備等を利用した広報活動等の協力

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 町は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 町は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

(4) 町は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、京都府、関西電力㈱その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、関西電力㈱その他防災関係機

関との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 京都府からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

（２）機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

（３）情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、派遣できる体制の整備に努める。

（４）非常通信関係防災機関との連携

町は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

（５）移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備に努める。

（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めること

ができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、京都府の協力を得て収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

3 通信手段・経路の多様化

町は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所及び大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備に努めるとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

さらに、町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

第4節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備に努める。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制の整備に努める。

2 災害対策本部体制等の整備

町は、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとともに、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から京都府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力(株)、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について、府内外の近隣市町村及び府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、

緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

6 自衛隊との連携体制

町は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、町は、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

8 モニタリング体制等

町は、京都府の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制の整備に努める。

町は、京都府を通じて、国、福井県、滋賀県、原子力事業者、その他モニタリング関係機関と、平常時より京都府が設置している環境放射線モニタリングの観測データの共有体制を構築するなど緊密な連携に努める。

9 専門家の派遣要請手続き

町は、京都府より施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、京都府及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、車両等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

11 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第5節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

町は、国、京都府の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画作成に努める。

(1) 原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。

ア 国及び京都府が中心となって関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。

イ 避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

ウ 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

エ 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方面と南方面の避難先を定める。

オ 一時的な避難となる一次避難先は、生涯学習センター知遊館等公共的施設を優先して使用することとし、教育への影響を配慮して、学校施設の使用は2分の1を上限とする。

カ 中長期的な避難となる二次避難先は、早期の対応を図るため、当面の措置として、一次避難先の市町村の区域にかかわらず、旅館・ホテル、民間賃貸住宅等を活用する。

(2) 町における住民避難に当たっては、次のとおり対応する。

町は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を含まない。

避難については、PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、UPZの住民避難が行われる。

町は、これらPAZ及びUPZの住民避難に配慮して、原子力災害対策指針に基づく避難計画を策定する。

なお、町は、広域避難計画において、高浜発電所のUPZ区域がある宮津市からの避難者についての受入れを京都府より要請されている。

町は、住民避難計画について、UPZ圏内の地域の避難者の受入れの調整、さらには府域を越えての広域避難の調整を踏まえつつ、策定を進めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

町、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難や避

避難退域時検査及び除染等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定する。

また、町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるなど、要配慮者に十分配慮するとともに、避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難や避難退域時検査及び除染等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、京都府等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また、町は、京都府と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

町は、京都府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在（一次避難）に係る応援協定の締結

町は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、町は、避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

町は、国、京都府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

る。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

町は、京都府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努める。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、京都府と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 町は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当っては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

- (2) 町は、京都府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて、避難誘導や搬送・受入体制の整備を図る。

なお、町は、京都府の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、京都府及び町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

- (4) 社会福祉施設の管理者は、京都府及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、京都府及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成に努めるものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、京都府、町及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を伝達する仕組みの整備

町は、京都府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国及び京都府と連携して、警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

9 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難や避難退域時検査及び除染、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意する。

また、避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を、京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。

町は、国、京都府の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくとともに、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法及びこれら計画の周知を図る。

10 要配慮者等への配慮

- (1) 要配慮者の避難については、京都府、町、自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防団等と連携して情報提供、避難誘導を行う。
- (2) 避難所での生活環境の整備に当たっては、要配慮者及び外国人に十分配慮する。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での精神的、身体的な健康状態の把握等に努め、適時対応を図る。
- (3) 入院患者や福祉施設等の入所者・通所者の避難については、病院、福祉施設等要配慮者施設間の協力体制の構築に向け、京都府、町、施設管理者等が連携して調整する。
- (4) 幼児、児童、生徒等の避難については、京都府、京都府教育委員会、町、町教育委員会、幼稚園、保育所（園）、学校等と連携し、調整する。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力について京都府があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第7節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、宮津与謝消防組合と調整の上、応急措置の実施に必要な資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

町は、京都府と連携し、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備に努める。

京都府は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備する等、原子力災害医療体制の整備に努めるものとしている。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 町は、国及び京都府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。
- (2) 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府と相互に密接な情報交換を行う。

5 物資の調達、供給活動の整備

- (1) 町は、国、京都府と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

- (2) 町は、国、京都府と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 町は、国及び京都府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保する。

(3) 町は、国、京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 町は、原子力災害の特殊性を考慮し、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(5) 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第10節 家庭動物対策

- (1) 町は、京都府に協力して、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。
- (2) 町は、京都府に協力して、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう、関係団体と調整を行う。

第11節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等

- (1) 町は、国、京都府と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - イ 原子力施設の概要に関すること
 - ウ 原子力災害とその特性に関すること
 - エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - オ 緊急時に、町、国及び京都府等が講じる対策の内容に関すること
 - カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - キ 要配慮者への支援に関すること
 - ク 緊急時にとるべき行動
 - ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (2) 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (3) 町は、防災知識の普及と啓発の実施にあたり、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
- (4) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。
- (5) 町は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブ

として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有できるよう、国や京都府に協力する。

第12節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に町、京都府及び国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

1 防災訓練の策定

(1) 町は、国、京都府等関係機関と連携し、以下に示すような防災活動の要素ごと、又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を京都府と共同又は独自に行う。

ア 災害対策本部等の設置運営訓練

イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練

ウ 緊急時通信連絡訓練

エ 緊急時モニタリング訓練

オ 原子力災害医療訓練

カ 周辺住民に対する情報伝達訓練

キ 周辺住民避難訓練

ク 人命救助活動訓練

(2) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う、総合的な防災訓練に、当該町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等、町が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、京都府等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、高浜発電所又は大飯発電所が、原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき、必要に応じ、住民の協力を得て、国、京都府等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊

急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組むとともに、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第14節 核燃料物資等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては、次により対応する。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を府消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 町は、事故発生場所が町内となった場合、京都府等と、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、及び全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を定めたものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

イ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力(株)等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

イ 関西電力㈱は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、図2-1（高浜発電所）、別図2-2（大飯発電所）のとおりである。

ウ 町は、京都府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

（3）関西電力㈱からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ち（15分以内を目処）に京都府をはじめ、内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。

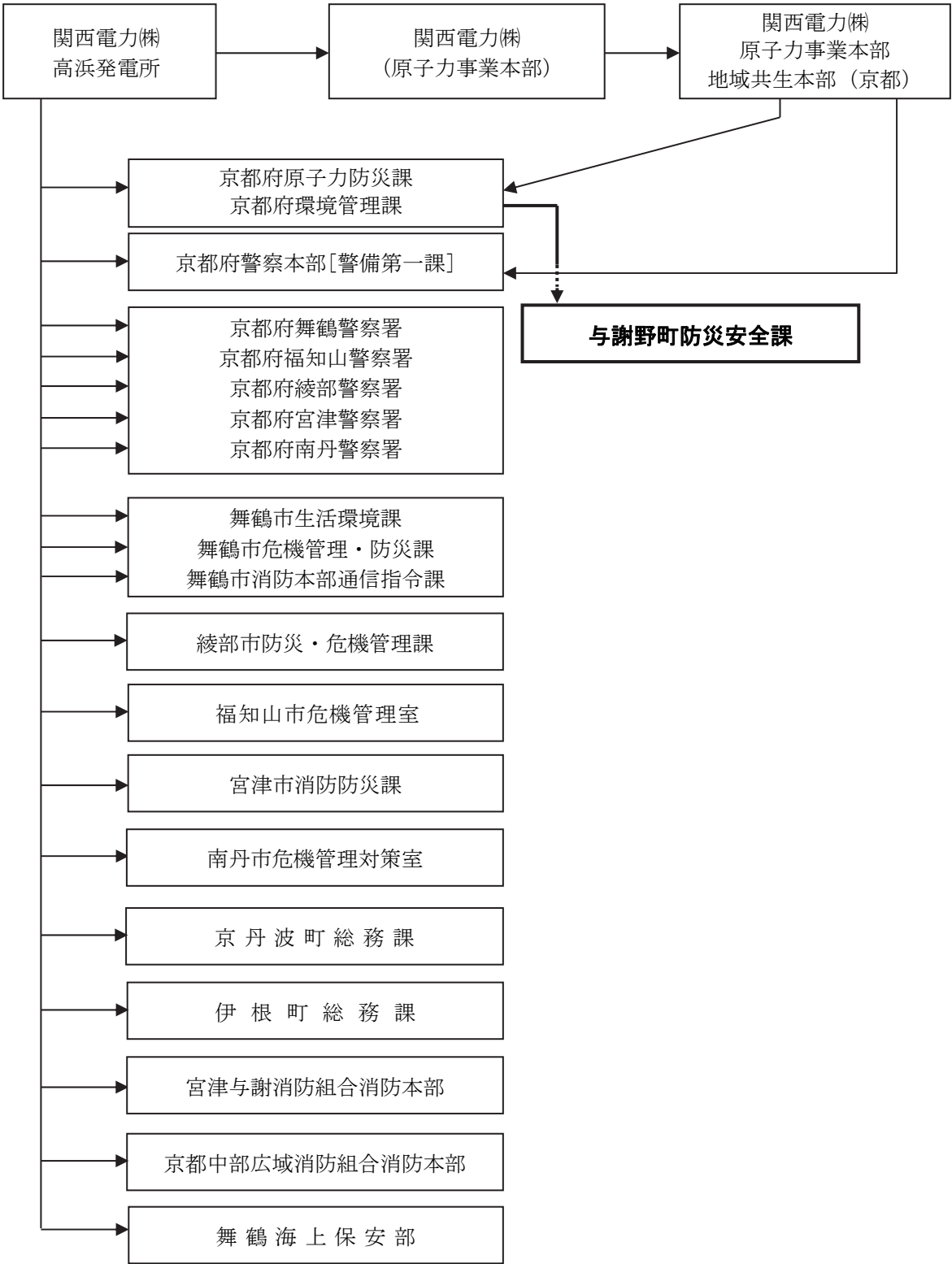
イ 京都府は、関西電力㈱及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。

ウ 町は、京都府から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

なお、これらの連絡系統図は、別図2-1（高浜発電所）、別図2-2（大飯発電所）のとおりである。

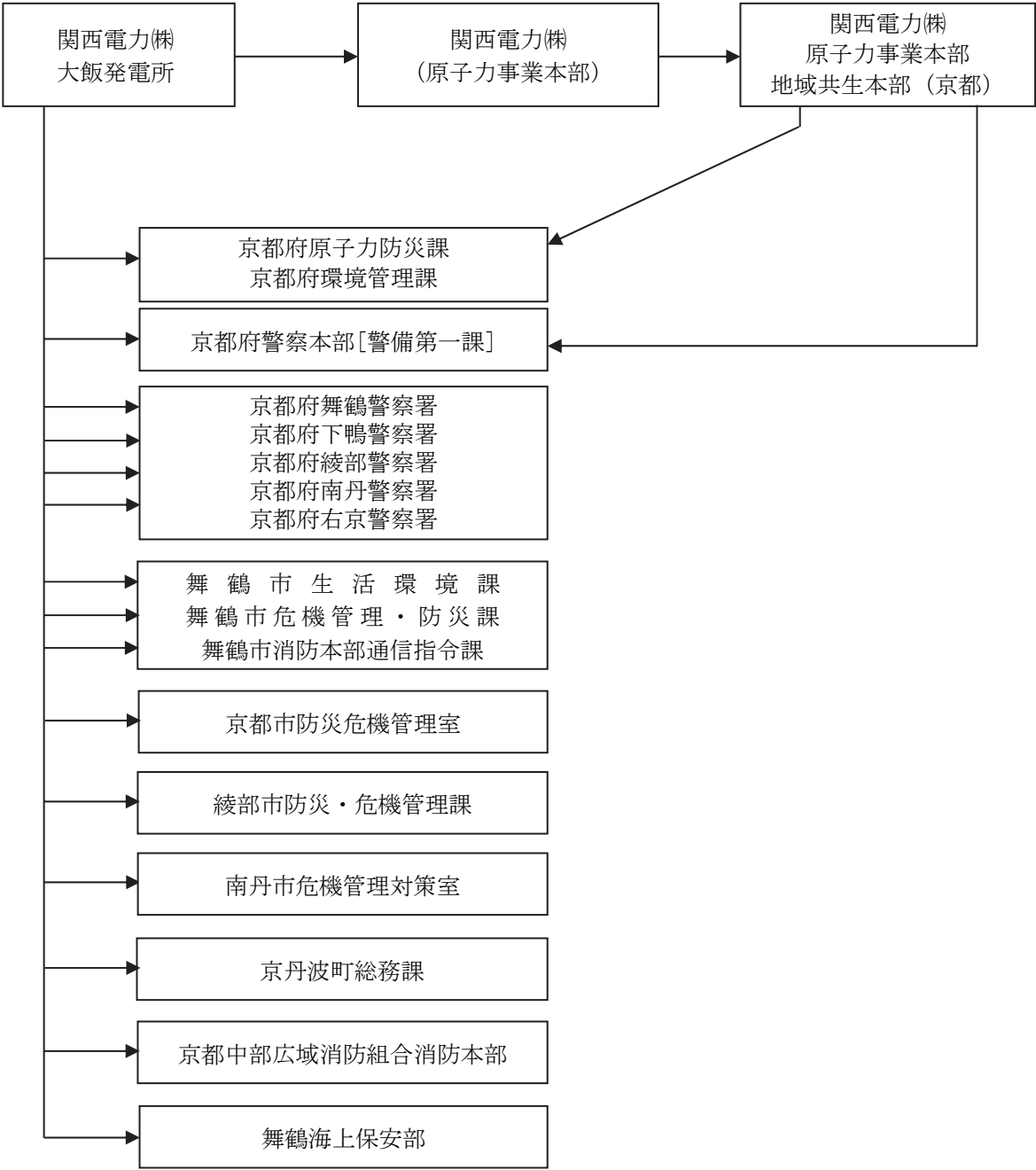
別図 1－1

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図〔高浜発電所〕



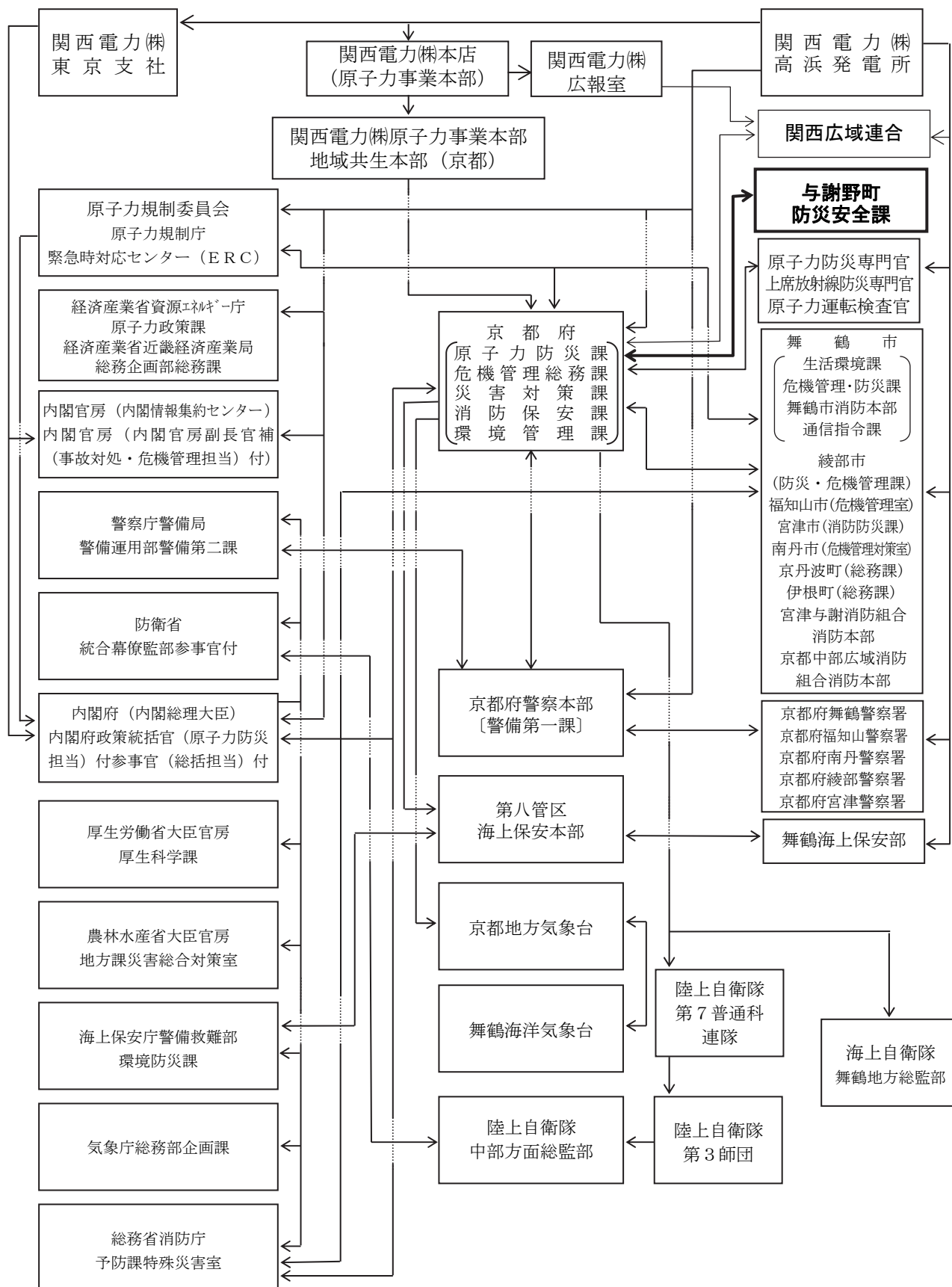
別図 1－2

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図〔大飯発電所〕



別図2-1

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図〔高浜発電所〕



2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、府内関係市町、京都府警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に、関西電力㈱の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

イ 町は、京都府等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

ウ 町は、防災関係機関との間において、京都府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

エ 町は、京都府と、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等

（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、災害被害情報等の連絡）

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに京都府はじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

町は、対策拠点施設において、国の原子力災害現地対策本部、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力㈱及びその他関係機関が行う緊急事態応急対策について、京都府を通じて必要な情報を共有するとともに、必要な調整を行う。

ウ 町は、京都府に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T及びN－A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、京都府は、伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡する。

また、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、京都府が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。

また、京都府や対策拠点施設に派遣した職員を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第3節 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

ア 警戒態勢

町は、京都府から情報収集事態又は警戒事態の発生に関する情報連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとる。

イ 情報の収集

町は、京都府から情報収集事態又は警戒事態の発生に関する情報連絡を受けた場合、京都府、関係機関等との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

ウ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 災害警戒本部長が、発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害対策本部の設置等

ア 町は、施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置し、国、京都府及び関西電力㈱等関係機関と緊密な連携を図る。

イ 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたときに閉鎖する。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は「一般計画編第3章第1節第3 災害対策本部」のとおりとする。

(4) 他の災害対策本部等との連絡

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の特報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

町は、必要に応じ、京都府に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、必要に応じて、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

6 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取

れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

ア 現地災害対策本部長は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 町は、京都府や防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

イ 町は、京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

ウ 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ、京都府など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 安全対策

ア 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

イ 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、京都府及び関西電力㈱と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 町は、国及び京都府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子

力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し、国に要請する。なお、町長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

原子力規制委員会では、防護措置の実施に当たって、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととされてきたものを、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の環境における計測可能な判断基準（O I L：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について定め、避難については「表 即時の避難を要する基準（O I L 1に相当）」「表 一時移転を要する基準（O I L 2に相当）」が示されている。

表 即時の避難を要する基準（O I L 1に相当）

基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1 m)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)

表 一時移転を要する基準（O I L 2に相当）

基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上1 m)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

- (2) 町（避難対象区域を含む場合）は、住民等の避難誘導に当たっては、京都府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、町（避難対象区域を含む場合）は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供する。

- (3) 町（避難対象区域を含む場合）は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

- (4) 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合、京都府及び町は、国の協力のもと、あらかじめ定めたUPZ内を対象とした広域避難計画に準じて対応するが、災害発生時の被害状況に応じて対応する。

この場合、京都府は、受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し、避難所等となる施設を示すこととされている。

2 避難所等

- (1) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、緊急時に必要に応じ避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

- (2) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、町は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都府に提供する。

- (3) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理

栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- (4) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町は、京都府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- (5) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (6) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (7) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

- (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議の上建設する。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における

家庭動物の受入れに配慮する。

また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて、国及び京都府に資機材の調達に関して要請する。

- (9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、府民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮したうえで、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

3 広域一時滞在

- (1) 町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、京都府に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。
- (3) 町は、避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 避難者の受入れ

- (1) 町は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。また、町は宮津市からの広域避難者の受入れ自治体（西方面）となっており、京都府から広域避難の受入れ先として要請を受けたときは、京都府と連携して、バス等避難車両及び運転

員の確保、避難経路及び避難退域時検査場所の設置、避難者の受入準備を行う。

ア 受入人数：4,300人

イ 避難退域時検査場所候補地：与謝野町勤労者総合福祉センター（野田川わくばる）

ウ 避難所：与謝小学校体育館、大江山運動公園体育館、加悦地域公民館、元気館、江陽中学校、中央公民館、野田川体育館、市場小学校体育館、岩屋小学校、加悦谷高等学校体育館、三河内小学校体育館、桑飼小学校体育館、加悦小学校体育館

なお、被災等のやむを得ない事情により、受入予定人数の受け入れができない場合は、京都府に連絡する。

（２）町は、避難してきた住民の氏名、年齢、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、住民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある住民の抽出（避難退域時検査及び除染）を行い、必要であれば内部被ばくの確認若しくは被ばく医療ができる病院へ搬送できる体制を京都府と連携して整える。

（３）避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、京都府と協力し除染体制を整備し除染を行う。さらに、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制の確保に努める。

（４）原子力規制委員会では、緊急事態の環境における計測可能な判断基準（O I L：運用上の介入レベル）に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築するため、防護措置基準について検討されており、「表 体表面スクリーニング・除染を要する基準（O I L 4に相当）」が示されている。

表 体表面スクリーニング・除染を要する基準（O I L 4に相当）

基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じる際の基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
		【1ヶ月後の値】 β線：13,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	

5 安定ヨウ素剤の服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に当たっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

なお、原子力災害対策指針では、P A Z外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従うこととされている。

6 要配慮者等への配慮

- (1) 町（避難対象区域を含む場合）は、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府又は町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域若しくは避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるため、現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 町は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

(2) 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、京都府等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

(3) 被災した市町村及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

11 京都府宮津警察署における措置

(1) 警戒区域の措置

緊急事態応急対策実施区域における救出活動及び二次災害防止のために警戒区域が設定されたときは、実効を上げるために必要な措置を講じる。

(2) 犯罪の予防

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

(3) 住民等への広報

周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、交通規制等の情報を伝達する。

12 舞鶴海上保安部における措置

(1) 警報の伝達と避難の指示

与謝野町長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、又は与謝野町長から要求があったときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報するとともに安全な場所への避難を指示するものとする。

(2) 海上における安全の確保

海上の治安維持を確保し、航行制限等の交通規制を行うものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。

町は、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の

検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。

町は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、町は、国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施する。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

町（避難対象区域を含む場合）は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、京都府等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等

ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び京都府の現地対策本部長、町の対策本部長等）、災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

（３）緊急輸送体制の確立

ア 町（避難対象区域を含む場合）は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、道路交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

イ 町（避難対象区域を含む場合）は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、京都府や周辺市町村に支援を要請する。

ウ 町（避難対象区域を含む場合）は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

２ 緊急輸送のための交通確保

町（避難対象区域を含む場合）及び道路管理者は、交通規制に当たる京都府警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第８節 救助・救急及び医療活動

１ 救助・救急活動

（１）町（避難対象区域を含む場合）は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、京都府又は関西電力㈱その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

（２）町（避難対象区域を含む場合）は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防

庁、京都府、関西電力㈱等に対し、応援を要請する。

この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

(3) 町(避難対象区域を含む場合)は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を、京都府に要請する。

なお、要請時には、以下の事項に留意する。

ア 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市町村への進入経路及び集結(待機)場所

など

2 医療措置

町は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、町のあらゆる広報手段を用いて、次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

ア 事故が発生した施設名、発生時刻

イ 事故の状況と今後の予想

ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示

- (2) 町は、住民等への情報提供に当たっては国及び京都府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

- (3) 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関等の情報、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、住民等の心情の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

- (4) 町は、京都府を通じて、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、京都府、周辺市町村及び関西電力(株)と相互に連絡をとりあうものとする。

- (5) 町は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

- (6) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられることが想定されるため、その際、町は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

町は、国、京都府及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等、その受入体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際しては被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した町は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れ

町は、京都府と十分協議の上、義援金の使用について定める。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 町（避難対象区域を含む場合）は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

- (2) 町（避難対象区域を含む場合）は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第12節 水資源対策

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染のおそれがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。

- (2) 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。

- (3) 関西広域連合は、放射性物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

第13節 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など、様々な課題が生じることが予想される。

町は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて、家庭動物等の収容施設の整備について検討する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定により、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除

関西電力㈱は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるかとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、京都府、福井県及び関係市町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができるかとされている。

町は、京都府から高浜発電所及び大飯発電所から原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において、専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び京都府と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 放射性物質による環境汚染への対応

町は、国、京都府、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

町は、京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 町は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 町は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 町は、京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び京都府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

町は、国及び京都府と連携し、必要に応じ被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講じるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利での貸し付けを行う。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

